

2021年11月10日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
 東京都中央区京橋三丁目6番18号  
 星野リゾート・リート投資法人  
 代表者名 執行役員 秋本 憲二  
 (コード番号：3287)

資産運用会社名  
 株式会社星野リゾート・アセットマネジメント  
 代表者名 代表取締役社長 秋本 憲二  
 問合せ先 取締役財務管理本部長  
 蕪木 貴裕  
 (TEL：03-5159-6338)

## 国内不動産の取得に関するお知らせ（界 霧島、界 別府）

星野リゾート・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日、下記の物件（以下「取得予定資産」といいます。）の取得を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、「界 霧島」の取得及び貸借の相手方は、「界 霧島」の取得後、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）上の利害関係人等に該当することとなる予定であり、かつ、本資産運用会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等に該当することとなる予定です（なお、本日現在は、本投資法人及び本資産運用会社との間には資本的関係はなく、投信法上の利害関係人等に該当しておらず、また、本資産運用会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等にも該当していません。）。また、「界 別府」の取得及び貸借の相手方は、本日現在、投信法上の利害関係人等に該当し、かつ、本資産運用会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等（本資産運用会社の親会社の子会社）に該当します。したがって、本資産運用会社は、「界 霧島」の貸借、並びに「界 別府」の取得及び貸借の決定にあたり、投信法及び「利害関係人等取引規程」に基づき、2021年11月10日開催の本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を取得しています。

### 記

#### 1. 取得の概要

分類 (注1)	物件番号 (注2)	物件名称	所在地	取得予定価格 (百万円) (注3)	取得先
星野リゾート グループ運営	界 K-12	界 霧島	鹿児島県霧島市	3,913	株式会社霧島ホテルマ ネジメント
星野リゾート グループ運営	界 K-13	界 別府	大分県別府市	7,335	花菱ホールディングス 株式会社
合 計				11,248	-

(注1) 「分類」は、本投資法人の投資対象資産の区分の別に従い星野リゾートグループ運営（「星のや」、「リゾナーレ」、「界」及び「その他」）並びに星野リゾートグループ以外運営（「都市観光」及び「その他」）の分類のいずれかを記載しています。以下同じです。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

- (注2) 「物件番号」は、2017年10月11日付の本資産運用会社の運用ガイドラインの変更前の本投資法人の投資対象資産の区分に従った「星のや」、「リゾナーレ」、「界」及び「その他」の4つの分類ごとに付された物件番号を記載しています。以下同じです。
- (注3) 「取得予定価格」は、売買契約に記載された物件の売買代金（消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用を含みません。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。

- (1) 売買契約締結日 2021年11月10日
- (2) 取得予定日 2021年12月1日（引渡決済日）
- (3) 取得先 後記「4. 取得先の概要」をご参照ください。
- (4) 取得資金 2021年11月10日開催の本投資法人役員会にて決議された新投資口の発行による手取金（予定）
- (5) 決済方法 引渡時に全額支払い（予定）
- (6) 担保設定 無

## 2. 取得の理由

本投資法人は、長期的かつ安定的なキャッシュ・フローの確保が可能であると見込まれる施設に重点的に投資いたします。本投資法人は、星野リゾートグループ（株式会社星野リゾート、並びにその親会社及びその子会社をいいます。以下同じです。）が運営するホテル、旅館及び付帯施設（注）（以下「星野リゾートグループ運営物件」といいます。）のなかで、基幹ブランドである「星のや」、「星野リゾート 界」及び「星野リゾート リゾナーレ」の3ブランドについて、安定的な利用が見込まれ、長期的かつ安定的なキャッシュ・フローの確保が可能であると見込まれる場合には、投資を行う方針であり、かかる方針に基づき、この度「星野リゾート 界」ブランドである取得予定資産の取得を決定いたしました。

取得予定資産を取得することで、本投資法人のポートフォリオは、施設の立地及びキャッシュ・フロー特性の面において分散が促進されるため、旅行者の旅のニーズ又はトレンドの変化、災害や国内外の景気動向等により、本投資法人のキャッシュ・フローが大きく低下するリスクが従前に比べ軽減され、本投資法人の収益安定性が強化されると判断しています。

また、2021年1月に開業した「界 霧島」は、マイクロツーリズム需要の獲得等により、2021年5月から9月の5か月累計の客室稼働率は85.2%と堅調に推移しています。2021年7月に開業（グランドオープン）した「界 別府」は、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大局面（第5波）での開業となりましたが、開業月である2021年7月の客室稼働率は61.5%と一定の水準を確保しており、同感染症の日次の感染者数が徐々に低下した同年9月の客室稼働率は59.8%と、同感染症の影響下においても、一定の宿泊需要を確保していました。本投資法人は、取得予定資産の運営実績や、2020年から続くコロナ禍における星野リゾートグループの高い運営力等を勘案し、取得予定資産が長期的かつ安定的なキャッシュ・フローの確保が可能な資産であると判断し、取得予定資産の取得を決定しています。なお、取得予定資産の月別運営実績等の詳細については、本日付で別途公表の「補足説明資料 新投資口発行及び資産（国内不動産、メザンローン債権）の取得に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、星野リゾートグループは、本投資法人の取得予定資産の取得後、株式会社星野リゾートと株式会社日本政策投資銀行が組成した共同運営ファンド（以下「DBJ 共同ファンド」といいます。）より、「界 霧島」の賃借人である「株式会社霧島ホテルマネジメント」及び「界 別府」の賃借人である「花菱ホールディングス株式会社」の株式を取得し、同2社を100%子会社とする予定であり、2022年2月頃を目処にDBJ 共同ファンドとの間で、株式譲渡契約を締結する予定です。

- (注) 「ホテル」とは、主として洋風の構造及び設備を有する宿泊施設を、「旅館」とは、主として和風の構造及び設備を有する宿泊施設を、「付帯施設」とは、ホテル又は旅館に付帯するスキー場、ゴルフ場、プール、物販店舗などの大型施設を、それぞれいいます。以下同じです。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 取得予定資産の内容

取得予定資産概要は、以下の表に記載のとおりです。

なお、表中の各欄における記載事項に関する説明は、以下のとおりです。

#### a. 「特定資産の概要」欄に関する説明

- ・「用途」は、当該物件の現況に従い、主として洋風の構造及び設備を有する宿泊施設については「ホテル」と、主として和風の構造及び設備を有する宿泊施設については「旅館」と、それぞれ記載しています。かかる「用途」欄の記載は、本投資法人の投資方針に照らした各施設の特徴を総体として把握するための分類であり、各施設を構成する個別の建物の不動産登記簿上の用途とは必ずしも一致しません。
- ・「取得予定年月日」は、取得予定資産の取得予定日を記載していますが、本投資法人及び現所有者の間で合意の上変更されることがあります。
- ・「特定資産の種類」は、特定資産としての不動産等資産の種別を記載しています。
- ・「取得予定価格」は、売買契約に記載された取得予定資産の売買代金（消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用を含みません。）を記載しています。
- ・「鑑定評価額（価格時点）」は、一般財団法人日本不動産研究所から取得した取得予定資産に係る不動産鑑定評価書に記載の不動産鑑定評価額及び価格時点を記載しています。
- ・「所在地（住居表示）」は、原則として、住居表示を記載しています。住居表示のない物件は、不動産登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの一所在地）を記載しています。
- ・「交通」は、一般財団法人日本不動産研究所から取得した取得予定資産に係る不動産鑑定評価書に基づいて記載しています。
- ・土地の「地番」は、登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの一所在地）を記載しています。
- ・土地の「建蔽率」は、原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建蔽率の上限値（指定建蔽率）（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。指定建蔽率は、防火地域内の耐火建築物であることその他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少することがあり、実際に適用される建蔽率とは異なる場合があります。
- ・土地の「容積率」は、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限値（指定容積率）（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。指定容積率は、敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少することがあり、実際に適用される容積率とは異なる場合があります。
- ・土地の「用途地域」は、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。
- ・土地の「敷地面積」は、登記簿上の記載（借地がある場合には借地面積を含みます。なお、借地面積は、借地契約の記載に基づいています。）に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・土地及び建物の「所有形態」は、本投資法人が保有する権利の種類を記載しています。
- ・建物の「竣工年月」は、主たる建物について建築基準法上の検査済証の工事完了検査年月を記載しています。
- ・建物の「構造・階数」は、主たる建物について登記簿上の記載に基づいています。
- ・建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づき、附属建物の床面積も含めて記載しています。
- ・建物の「設計者」及び「施工者」は、主たる建物について設計及び施工がなされた当時の社名で記載しています。
- ・「賃貸可能面積」は、賃貸することが可能な面積のうち本投資法人の保有持分に相当する面積で、本投資法人の取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の賃貸借契約又は当該物件の図面に表示されているものを記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

- ・「稼働率」は、取得予定日現在に予定される稼働率（総賃貸可能面積に対して総賃貸面積が占める割合）を記載しています。なお、本投資法人による取得を条件として効力が発生する停止条件付不動産賃貸借契約を本投資法人とテナントの間で締結している場合は、取得予定日に賃貸借が開始しているものとして記載しています。
  - ・「主要テナント」は、本投資法人の取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の賃貸借契約に基づき本投資法人から当該物件を賃借する者のうち、もっとも賃貸面積が大きい者を記載しています。
  - ・「テナント数」は、本投資法人の取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の賃貸借契約に基づき本投資法人から当該物件を賃借する者の数を記載しています。ただし、駐車場利用やアンテナ設置等のために敷地又は建物の一部について賃貸を受けている者又は受ける予定の者を除きます。
  - ・「客室数」には、当該物件の宿泊用途として使用可能な客室の数を記載しています。
  - ・「転貸テナント数」は、本投資法人の取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の賃貸借契約に基づき本投資法人から当該物件を賃借する者から賃貸（転貸）を受ける予定の者の数を記載しています。ただし、駐車場利用やアンテナ設置等のために敷地又は建物の一部について賃貸（転貸）を受ける予定の者を除きます。
- b. 「賃貸借の概要」欄に関する説明
- ・「賃貸借の概要」欄は、取得予定資産に関し、本投資法人による取得以降、ホテル又は旅館に係る賃貸借を行う予定のテナントとの賃貸借契約の内容を記載しています。
  - ・「賃借人」、「契約形態」、「契約期間」、「賃貸面積」、「賃料」、「敷金、保証金」、「期間満了時の更新について」、「賃料改定について」、「中途解約について」、「違約金」及び「契約更改の方法」は、いずれも取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の賃貸借契約の内容を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

# 星野リゾート・リート投資法人

界 霧島		分類	星野リゾートグループ運営 (界)		
		用途	旅館		
<b>特定資産の概要</b>					
取得予定年月日	2021年12月 1 日		特定資産の種類	不動産	
取得予定価格	3, 913, 000, 000円		鑑定評価額 (価格時点)	4, 020, 000, 000円 (2021年11月 1 日)	
所在地 (住居表示)	鹿児島県霧島市霧島田口字霧島山2583番地21				
交通	JR日豊本線「霧島神宮」駅より約10.0km				
土地	地番	鹿児島県霧島市霧島田口字霧島山 2583番地21他	建物	竣工年月	2020年10月
	建蔽率	20%		構造・階数	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼 板ぶき地下1階付き5階建
	容積率	60%		延床面積	5, 360. 73㎡
	用途地域	指定なし		設計者	清水建設株式会社九州支店一級建 築士事務所
	敷地面積	105, 194. 73㎡		施工者	清水建設株式会社九州支店
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
賃貸可能面積	5, 360. 73㎡		稼働率	100%	
主要テナント	株式会社霧島ホテルマネジメント		テナント数	1	
客室数	49		転貸テナント数	0	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出自論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

賃貸借の概要	
賃借人	株式会社霧島ホテルマネジメント
契約形態	定期建物賃貸借契約
契約期間	2021年12月1日から20年間
賃貸面積	5,360.73 m <sup>2</sup>
賃料	<p>年間固定賃料：97,396,800円            (ただし、2021年12月1日から2022年4月30日までは年間182,808,000円(年換算)、2022年5月1日から2023年10月31日までは年間202,052,400円、2023年11月1日から2024年10月31日までは年間220,377,600円、2024年11月1日から2025年4月30日までは年間230,000,400円(年換算))</p> <p>変動賃料：変動賃料は2025年5月1日より以下の基準で発生します。            毎月の変動賃料の算定方法は、毎年5月から10月までは、前々年12月から前年11月までの12か月分の賃料算出GOPを変動賃料算出期間GOPとし、毎年11月から翌年4月までは、前年6月から当年5月までの12か月分の賃料算出GOPを変動賃料算出期間GOPとし、以下の計算式に基づき算出した金額の合計額の12分の1に相当する額(下限を0円とします。)とします。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>① 変動賃料算出期間GOPが113,458,800円を超える部分(ただし、318,987,800円を超える部分を除きます。)について、その81%相当額</p> <p>② 変動賃料算出期間GOPが318,987,800円を超える部分について、その50%相当額</p> <p>(注)「変動賃料算出期間GOP」とは、本施設の一定期間における売上金の総額から、売上原価及び販管費、並びにチェーンサービス料(賃借人が本部機能として負担する費用のうち、本物件における営業に直接関連して負担したもの)を控除した額をいいます。</p>
敷金、保証金	<p>敷金：0円</p> <p>本投資法人は、2021年12月1日付で、星野リゾートグループ賃借人(株式会社星野リゾート、株式会社星野リゾート・マネジメント、株式会社嵐山温泉嵐峡館、株式会社ホライズン・ホテルズ、株式会社旭川グランドホテル、株式会社HRO、株式会社IHB、大阪ホテルマネジメント合同会社、株式会社八重山ホテル&amp;リゾート、有限会社浅間温泉ホテルマネジメント、有限会社中軽井沢ホテルマネジメント、株式会社那覇松山ホテルマネジメント、株式会社社館山寺ホテルマネジメント、有限会社長門ホテルマネジメント、株式会社博多住吉ホテルマネジメント、株式会社霧島ホテルマネジメント及び花菱ホールディングス株式会社を総称して)との間で、賃借人との間で締結している賃貸借契約に基づき星野リゾートグループ賃借人が差し入れた、敷金、保証金等を、全ての星野リゾートグループ賃借人の賃借人に対する賃貸借契約に基づく債務の全てを担保するために差し入れられたこととみなすことを合意しています。</p>
期間満了時の更新について	期間満了により終了し、更新されないものとします。
賃料改定について	本賃貸借開始日から満10年間は改定できないものとします。その後は5年ごとに公租公課あるいは経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない事情が発生した場合、双方合意したときは、賃料の改定をすることができます。
中途解約について	賃借人は、本賃貸借期間中、原則として本賃貸借契約を解約することはできません。ただし、賃借人は、本賃貸借開始日から起算して10年を経過後は、解約日の12か月前までに、賃借人に書面により中途解約の意思表示を行うことにより解約することができます。
違約金	賃借人は、賃借人の責に帰すべき事由によって本賃貸借契約が解除された場合又は賃借人の意向を受け賃借人が同意することにより本賃貸借契約が解約された場合、解除又は解約の日から解約禁止期間(賃貸借期間開始後10年)の末日までの賃料相当額と12か月分の賃料相当額とのいずれか高い方の額(かかる賃料の計算にあたっては、本賃貸借契約の終了の日の属する月の前月を1か月目として過去12か月間の賃料の平均月額を用います。ただし、賃貸借期間が12か月に満たない場合はその賃貸借期間の平均月額とします。)を、賃借人である本投資法人に、違約金として支払います。
契約更改の方法	更新がなく、本賃貸借期間満了により終了しますが、当事者間の協議により再契約を行うことができます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得(界 霧島、界 別府)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

# 星野リゾート・リート投資法人

界 別府		分類	星野リゾートグループ運営 (界)		
		用途	旅館		
<b>特定資産の概要</b>					
取得予定年月日	2021年12月 1 日		特定資産の種類	不動産	
取得予定価格	7,335,000,000円		鑑定評価額 (価格時点)	7,650,000,000円 (2021年11月 1 日)	
所在地 (住居表示)	大分県別府市北浜二丁目14番29号				
交通	JR日豊本線「別府」駅より約630m				
土地	地番	大分県別府市北浜二丁目818番地71 他		竣工年月	2021年 2 月
	建蔽率	80%		構造・階数	鉄筋コンクリート造陸屋根12階建
	容積率	400%		延床面積	7,822.41㎡
	用途地域	商業地域		設計者	清水建設株式会社九州支店一級建築士事務所
	敷地面積	2,807.60㎡		施工者	清水建設株式会社九州支店
	所有形態	所有権		所有形態	所有権
賃貸可能面積	7,822.41㎡		稼働率	100%	
主要テナント	花菱ホールディングス株式会社		テナント数	1	
客室数	70		転貸テナント数	0	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

賃貸借の概要	
賃借人	花菱ホールディングス株式会社
契約形態	定期建物賃貸借契約
契約期間	2021年12月1日から20年間
賃貸面積	7,822.41 m <sup>2</sup>
賃料	<p>年間固定賃料：176,469,600円            (ただし、2021年12月1日から2022年4月30日までは年間324,638,400円(年換算)、2022年5月1日から2022年10月31日までは年間396,780,000円(年換算)、2022年11月1日から2023年10月31日までは年間420,126,000円)</p> <p>変動賃料：変動賃料は2023年11月1日より以下の基準で発生します。            毎月の変動賃料の算定方法は、毎年5月から10月までは、前々年12月から前年11月までの12か月分の賃料算出GOPを変動賃料算出期間GOPとし、毎年11月から翌年4月までは、前年6月から当年5月までの12か月分の賃料算出GOPを変動賃料算出期間GOPとし、以下の計算式に基づき算出した金額の合計額の12分の1に相当する額(下限を0円とします。)とします。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>① 変動賃料算出期間GOPが200,919,000円を超える部分(ただし、565,322,700円を超える部分を除きます。)について、その84%相当額</p> <p>② 変動賃料算出期間GOPが565,322,700円を超える部分について、その50%相当額</p> <p>(注)「変動賃料算出期間GOP」とは、本施設の一定期間における売上金の総額から、売上原価及び販管費、並びにチェーンサービス料(賃借人が本部機能として負担する費用のうち、本物件における営業に直接関連して負担したもの)を控除した額をいいます。</p>
敷金、保証金	<p>敷金：0円</p> <p>本投資法人は、2021年12月1日付で、星野リゾートグループ賃借人との間で、賃借人との間で締結している賃貸借契約に基づき星野リゾートグループ賃借人が差し入れた、敷金、保証金等を、全ての星野リゾートグループ賃借人の賃借人に対する賃貸借契約に基づく債務の全てを担保するために差し入れられたこととみなすことを合意しています。</p>
期間満了時の更新について	期間満了により終了し、更新されないものとします。
賃料改定について	本賃貸借開始日から満10年間は改定できないものとします。その後は5年ごとに公租公課あるいは経済情勢の著しい変動、その他やむを得ない事情が発生した場合、双方合意したときは、賃料の改定をすることができます。
中途解約について	賃借人は、本賃貸借期間中、原則として本賃貸借契約を解約することはできません。ただし、賃借人は、本賃貸借開始日から起算して10年を経過後は、解約日の12か月前までに、賃借人に書面により中途解約の意思表示を行うことにより解約することができます。
違約金	賃借人は、賃借人の責に帰すべき事由によって本賃貸借契約が解除された場合又は賃借人の意向を受け賃借人が同意することにより本賃貸借契約が解約された場合、解除又は解約の日から解約禁止期間(賃貸借期間開始後10年)の末日までの賃料相当額と12か月分の賃料相当額とのいずれか高い方の額(かかる賃料の計算にあたっては、本賃貸借契約の終了の日の属する月の前月を1か月目として過去12か月間の賃料の平均月額を用います。ただし、賃貸借期間が12か月に満たない場合はその賃貸借期間の平均月額とします。)を、賃借人である本投資法人に、違約金として支払います。
契約更改の方法	更新がなく、本賃貸借期間満了により終了しますが、当事者間の協議により再契約を行うことができます。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得(界 霧島、界 別府)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。



## 4. 取得先の概要

### K-12 界 霧島

商号	株式会社霧島ホテルマネジメント	
本店所在地	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2148 番地	
代表者の役職・氏名	代表取締役 中村 海太	
資本金	1 百万円	
設立年月日	2007 年 7 月 4 日	
純資産	取得先の承諾が得られなかったため、開示していません。	
総資産	取得先の承諾が得られなかったため、開示していません。	
大株主及び持株比率	取得先の承諾が得られなかったため、開示していません。	
主な事業内容	温泉旅館業	
本投資法人又は本資産運用会社との関係	資本関係	本投資法人・本資産運用会社と取得先との間には、記載すべき資本的関係はありません(注)。
	人的関係	本投資法人・本資産運用会社と取得先との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	本投資法人・本資産運用会社と取得先との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	本投資法人・本資産運用会社の関連当事者には該当しません。

(注) 取得先は、本日現在(不動産売買契約締結時)においては、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」記載の利害関係人等には該当しませんが、「界 霧島」の取得後、本資産運用会社の親会社又はその子会社に該当する、星野リゾートグループに属する法人となる予定であり、投信法上の利害関係人等及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等に該当することとなる予定です。以下同じです。

### K-13 界 別府

商号	花菱ホールディングス株式会社	
本店所在地	大分県別府市北浜二丁目 14 番 29 号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 中村 海太	
資本金	10 百万円	
設立年月日	2005 年 7 月 25 日	
純資産	取得先の承諾が得られなかったため、開示していません。	
総資産	取得先の承諾が得られなかったため、開示していません。	
大株主及び持株比率	取得先の承諾が得られなかったため、開示していません。	
主な事業内容	温泉旅館業	
本投資法人又は本資産運用会社との関係	資本関係	本資産運用会社の親会社の子会社です。
	人的関係	本投資法人・本資産運用会社と取得先との間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	本投資法人・本資産運用会社と取得先との間には、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	取得先は、本資産運用会社と同一の親会社を持つ会社であり、関連当事者に該当します。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得(界 霧島、界 別府)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

## 5. 利害関係人等との取引

「界 霧島」の取得及び貸借の相手方は、本投資法人による「界 霧島」の取得後、本資産運用会社の親会社又はその子会社に該当する、星野リゾートグループに属する法人となる予定です（なお、本日現在は、本資産運用会社の親会社又はその子会社に該当しておらず、星野リゾートグループに属する法人ではありません。）。そのため、「界 霧島」の貸借の相手方は、投信法第 201 条及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）第 123 条に規定する利害関係人等に該当する予定であり、かつ、本資産運用会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等に該当する予定であることから、本資産運用会社は、「界 霧島」の貸借の取引を行うに当たり、社内規程に定める承認手続を経ており、また、投信法及び「利害関係人等取引規程」に基づき、2021 年 11 月 10 日開催の本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を取得しています。

また、「界 別府」の取得及び貸借の相手方は、本日現在、本資産運用会社の親会社の子会社です。そのため、「界 別府」の取得及び貸借の相手方は、投信法第 201 条及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号。その後の改正を含みます。）第 123 条に規定する利害関係人等に該当し、かつ、本資産運用会社の社内規程である「利害関係人等取引規程」上の利害関係人等に該当することから、本資産運用会社は、「界 別府」の取得及び貸借の取引を行うに当たり、社内規程に定める承認手続を経ており、また、投信法及び「利害関係人等取引規程」に基づき、2021 年 11 月 10 日開催の本投資法人の役員会の承認に基づく本投資法人の同意を取得しています。

## 6. 物件取得者等の状況

「界 霧島」の取得は、本投資法人及び本資産運用会社と特別な利害関係にある者からの取得ではありません。

また、「界 別府」に関して、以下の表において、①会社名、②特別な利害関係にある者との関係、③取得経緯・理由等を記載しています。

物件名 (所在地)	前所有者等	前々所有者等
	①、②、③ 取得価格 取得時期	①、②、③ 取得価格 取得時期
界 別府 (大分県別府市北浜 二丁目 14 番 29 号)	(1) 土地 A. 主たる土地 ①花菱ホールディングス株式会社 ②本資産運用会社の親会社の子会社 ③ホテル運営を目的として取得 B. 上記以外の土地 ①花菱ホールディングス株式会社 ②本資産運用会社の親会社の子会社 ③ホテル運営を目的として取得	(1) 土地 A. 主たる土地 特別な利害関係にある者以外 B. 上記以外の土地 特別な利害関係にある者以外
	(2) 建物 ①花菱ホールディングス株式会社 ②本資産運用会社の親会社の子会社 ③－(注2)	－
	(1) 土地 A. 主たる土地 －(注1) B. 上記以外の土地 －(注1)  (2) 建物 －(注2)	－

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

物件名 (所在地)	前所有者等	前々所有者等
	(1) 土地 A. 主たる土地 2005年12月 B. 上記以外の土地 2005年9月及び12月  (2) 建物 2021年2月(竣工)	—

(注1) 前所有者等が1年を超えて保有していたため、記載を省略しています。

(注2) 前所有者等の開発物件であるため、記載していません。

## 7. 今後の見通し

取得予定資産の取得による2022年4月期(2021年11月1日～2022年4月30日)及び2022年10月期(2022年5月1日～2022年10月31日)における本投資法人の運用状況への影響及び見通しの詳細については、本日付で別途公表の「2022年4月期の運用状況及び分配金の予想の修正、並びに2022年10月期の運用状況及び分配金の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得(界霧島、界別府)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

## 8. 鑑定評価書の概要

### K-12 界 霧島

鑑定評価書の概要		
不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所	
鑑定評価額	4,020,000,000円	
価格時点	2021年11月1日	
	数値	根拠等
直接還元法		
(1) 運営収益 (①-②-③)	258,789,000円	-
①潜在総収益 (賃料収入、共益費収入、その他収入等)	258,789,000円	賃貸借契約内容等をもとに、対象不動産の安定稼働期における営業総利益(GOP)を査定し、これに基づく貸室賃料収入を計上。
②空室等損失	0円	賃貸借契約の内容、入居している賃借人の属性・信用力等を総合的に判断し、不計上。
③貸倒れ損失	0円	賃借人の状況等を勘案し、計上不要と判断。
(2) 運営費用 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	30,870,000円	-
④維持管理費	10,550,000円	清掃費、設備管理費等の委託費用を対象不動産の個別性を考慮して計上。
⑤水道光熱費	0円	賃貸借契約上、賃借人負担となっていることから不計上。
⑥修繕費	4,700,000円	過年度実績額を参考に、今後の管理運営計画、類似不動産の費用水準及びERにおける修繕更新費の年平均額等を考慮し計上。
⑦プロパティマネジメントフィー	0円	テナント管理業務及び建物管理業務等を統括する委託業者に支払う委託手数料は特にないため不計上。
⑧テナント募集費用等	0円	事業の内容、賃借人の属性、賃貸借契約の内容等を勘案し、計上不要と判断。
⑨公租公課	15,179,000円	土地：公租公課関係資料及び負担調整措置の内容等を勘案し、税額を計上。 建物：公租公課関係資料に基づき計上。 償却資産：公租公課関係資料に基づき計上。
⑩損害保険料	441,000円	見積書及び対象建物と類似の建物の保険料率等を考慮し計上。
⑪その他の費用	0円	-
(3) 運営純収益 ((1)-(2))	227,919,000円	-
(4) 一時金の運用益	0円	現行の賃貸借契約に基づく一時金はないため不計上。
(5) 資本的支出	10,900,000円	今後見込まれる支出を每期平均的に積み立てることを想定し、類似不動産における資本的支出の水準、築年数及びERにおける修繕更新費の年平均額等を勘案のうえ査定。
(6) 純収益 ((3)+(4)-(5))	217,019,000円	-
(7) 還元利回り	5.3%	-
直接還元法による価格	4,090,000,000円	-
DCF法による価格	3,950,000,000円	-
割引率	5.0%	-
最終還元利回り	5.4%	-
原価法による積算価格	3,920,000,000円	-
土地割合	30.1%	-
建物割合	69.9%	-
その他鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項	該当事項はありません。	

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得(界 霧島、界 別府)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

# 星野リゾート・リート投資法人

K-13 界 別府

鑑定評価書の概要		
不動産鑑定機関	一般財団法人日本不動産研究所	
鑑定評価額	7,650,000,000円	
価格時点	2021年11月1日	
	数値	根拠等
直接還元法		
(1) 運営収益 (①-②-③)	422,858,000円	—
①潜在総収益 (賃料収入、共益費収入、その他収入等)	422,858,000円	賃貸借契約内容等をもとに、対象不動産の安定稼働期における営業総利益(GOP)を査定し、これに基づく貸室賃料収入を計上。
②空室等損失	0円	賃貸借契約の内容、入居している借借人の属性・信用力等を総合的に判断し、不計上。
③貸倒れ損失	0円	借借人の状況等を勘案し、計上不要と判断。
(2) 運営費用 (④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	30,671,000円	—
④維持管理費	8,600,000円	設備管理費等の委託費用を対象不動産の個別性を考慮して計上。
⑤水道光熱費	0円	賃貸借契約上、借借人負担となっていることから不計上。
⑥修繕費	1,920,000円	過年度実績額を参考に、今後の管理運営計画、類似不動産の費用水準及びERにおける修繕更新費の年平均額等を考慮し計上。
⑦プロパティマネジメントフィー	0円	テナント管理業務及び建物管理業務等を統括する委託業者に支払う委託手数料は特にないため不計上。
⑧テナント募集費用等	0円	事業の内容、借借人の属性、賃貸借契約の内容等を勘案し、計上不要と判断。
⑨公租公課	19,469,000円	土地：公租公課関係資料及び負担調整措置の内容等を勘案し、税額を計上。 建物：公租公課関係資料に基づき計上。 償却資産：公租公課関係資料に基づき計上。
⑩損害保険料	682,000円	見積書及び対象建物と類似の建物の保険料率等を考慮し計上。
⑪その他の費用	0円	—
(3) 運営純収益 ((1)-(2))	392,187,000円	—
(4) 一時金の運用益	0円	現行の賃貸借契約に基づく一時金はないため不計上。
(5) 資本的支出	4,480,000円	今後見込まれる支出を每期平均的に積み立てることを想定し、類似不動産における資本的支出の水準、築年数及びERにおける修繕更新費の年平均額等を勘案のうえ査定。
(6) 純収益 ((3)+(4)-(5))	387,707,000円	—
(7) 還元利回り	5.0%	—
直接還元法による価格	7,750,000,000円	—
DCF法による価格	7,550,000,000円	—
割引率	4.8%	—
最終還元利回り	5.2%	—
原価法による積算価格	6,500,000,000円	—
土地割合	34.0%	—
建物割合	66.0%	—
その他鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項	該当事項はありません。	

以上

\*本投資法人のホームページアドレス：<https://www.hoshinoresorts-reit.com/>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得(界 霧島、界 別府)に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

< 添付資料 >

参考資料 1 取得予定資産の建物状況評価報告書及び地震リスク評価報告書の概要

参考資料 2 取得予定資産の物件写真及び地図

参考資料 1 取得予定資産の建物状況評価報告書及び地震リスク評価報告書の概要

物件番号	物件名称	調査業者	エンジニアリング・レポート報告書年月	短期修繕費 (千円) (注1) (注2)	長期修繕費 (年平均) (千円) (注1) (注3)
K-12	界 霧島	東京海上ディーアール株式会社	2021年11月	-	15,508
K-13	界 別府	デロイトトーマツPRS株式会社	2021年10月	-	6,400

(注1) 「短期修繕費」及び「長期修繕費(年平均)」は、建物状況評価報告書の記載に基づき記載しています。

(注2) 「短期修繕費」には、調査業者により調査・作成された建物状況評価報告書に基づき、標準的な修繕又は内装・設備の更新に関わる費用以外で、劣化が進んでいるために概ね1年以内に修繕更新をする場合の修繕更新の費用を記載しています。

(注3) 「長期修繕費(年平均)」には、調査業者により調査・作成された建物状況評価報告書に基づき、調査時点より今後12年間の修繕更新費用の金額を本投資法人にて年平均額に換算し、千円未満を四捨五入して記載しています。

物件番号	物件名称	調査業者	調査年月日	PML値 (予想最大損失率) (%)
K-12	界 霧島	東京海上ディーアール株式会社	2021年9月6日	6.0
K-13	界 別府	デロイトトーマツPRS株式会社	2021年8月20日	(高層棟) 9.6 (低層棟) 4.4

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

## 参考資料 2 取得予定資産の物件写真及び地図

### K-12 界 霧島

(写真 1)



(写真 2)



(地図)



ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

K-13 界 別府  
(写真1)



(写真2)



(地図)



ご注意：本報道発表文は、本投資法人の国内不動産の取得（界 霧島、界 別府）に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売却目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、必ず投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。